

(2025年3月24日現在)

名	称	・相続定期預金
お	取 扱 店	・福井県、石川県、富山県内店舗 (コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く)
対	象 商 品	・スーパー定期(自由金利型定期預金 M 型)
ご 利 用 い た だ け る 方		・相続により取得された資金をお預け入れいただける個人のお客さま ※1 回の相続につき原則お一人さま 1 回のご利用となります。
期	間	・6か月、1 年 (自動継続扱いのみとなります。満期日のお利息のお受取方法には、指定口座へご入金する方法と、元金に組入れて継続する方法があります。)
お 預 入	お 預 入 原 資	・相続により取得された預貯金 ・相続により取得された有価証券等の換金代金や不動産の売却代金、受取保険金等
	お 預 入 金 額	・100万円以上で、相続により取得された資金等の範囲内 ※他金融機関で相続手続きされた資金等も対象となります。 ※ただし、相続手続き完了後 1 年以内の資金に限ります。
	お 預 入 方 法	・一括してお預入れいただきます。
	お 預 単 位	・1 円単位
払 戻 方 法		・満期日以後に、お利息とともに払い戻しいたします。
お 利 息	適 用 金 利	【初回特別金利】 ・お預入時のスーパー定期 6 か月ものの店頭表示金利+(プラス)年0.5% ・お預入時のスーパー定期 1 年ものの店頭表示金利+(プラス)年0.2% ※上記の初回特別金利は初回満期日までの適用となり、自動継続後の適用利率は、それぞれの期間に応じた店頭表示利率を適用します。
	利 払 方 法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。
	計 算 方 法	・付利単位を1 円とした1 年を365日とする日割計算(1 円未満切り捨て)

お 預 入 時 に ご 提 示 い た だ く 確 認 書 類 等	・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）、お届け印のほか、下記（１）～（３）について確認できる書類をご提示いただきます。 （１）「金融機関での相続手続完了時期」が確認できる書類 例）・金融機関に提出された相続手続依頼書の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書 …等 （２）「お預入れされる方が相続人または受贈者であること」が確認できる書類 例）・戸籍謄本または認証文付きの法定相続情報一覧図 ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認証明付きのもの） ・遺産分割協議書 …等 （３）「本定期預金のお預入れ原資が相続により引き継いだものであること」が確認できる書類 例）・被相続人名義の解約済通帳と計算書 ・相続資金等が振込（入金）された通帳 ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認証明付きのもの） ・遺産分割協議書 ・保険会社から送付される保険金等支払通知書 ・相続された不動産や有価証券等の換金代金を確認できる書類 …等 ※当行で相続手続きをされたご資金でのお預入れの場合は（１）～（３）の書類は原則不要です。 ※上記以外の書類のご提示をご依頼する場合があります。 くわしくは窓口にてご相談ください。
満期時のお取扱い	・一般のスーパー定期として継続し、以後「相続定期預金」としては取扱いいたしません。継続後の適用利率は、継続日におけるそれぞれのスーパー定期の店頭表示利率となります。
税 金	・お利息には 20.315%の源泉分離課税がかかります。（2037年12月31日までにお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%の税率となります。） ※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。
付加できる特約事項	・18歳以上の個人のお客さまは、定期預金を総合口座の担保とし、総合口座による当座貸越がご利用いただけます。（担保定期預金の90%、最高300万円まで。貸越金利は、担保定期預金の約定金利に0.5%を上乗せした金利） ・マル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。

中途解約時のお取扱い	この預金は、原則として満期日前には解約できません。やむをえず満期日前に解約する場合、お預入日から解約日の前日までの日数と以下のお預入期間に応じた金利により計算し、お利息とともに払い戻しいたします。 <table border="1" data-bbox="491 297 1465 539"> <tr> <th>お預入期間</th><th>中途解約時に適用する金利（小数点4位以下切り捨て）</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日における普通預金金利</td></tr> <tr> <td>6か月以上9か月未満</td><td>お預入日におけるスーパー定期のお預入期間6か月の店頭表示金利×70%</td></tr> <tr> <td>9か月以上1年未満</td><td>お預入日におけるスーパー定期のお預入期間9か月の店頭表示金利×70%</td></tr> </table>	お預入期間	中途解約時に適用する金利（小数点4位以下切り捨て）	6か月未満	解約日における普通預金金利	6か月以上9か月未満	お預入日におけるスーパー定期のお預入期間6か月の店頭表示金利×70%	9か月以上1年未満	お預入日におけるスーパー定期のお預入期間9か月の店頭表示金利×70%
お預入期間	中途解約時に適用する金利（小数点4位以下切り捨て）								
6か月未満	解約日における普通預金金利								
6か月以上9か月未満	お預入日におけるスーパー定期のお預入期間6か月の店頭表示金利×70%								
9か月以上1年未満	お預入日におけるスーパー定期のお預入期間9か月の店頭表示金利×70%								
預金保険制度	- 預金保険制度の対象商品です。福井銀行へお預入れの預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円（決済用預金に該当する預金を除く）までとそのお利息が保護されます。 - 預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。								
福井銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772								

※市場動向等により、本商品のお取扱いを中止する場合がございます。